史跡中山道 整備実施設計の考え方について

瑞浪市みずなみ未来部スポーツ文化課

1　整備備事業の概要

(1) 整備目的

史跡の保存および来訪者の安全確保、景観の維持等。

(2) 整備対象

瑞浪市域の史跡中山道（指定区域全体）

➢面積：39,680.81 ㎡

➢延長：約 4.2 km

2　整備スケジュール（地区の位置等は文末地図参照）

令 和 8 年 度 …	街道整備測量・実施設計（鴨之巣～平岩地区、琵琶峠地区）
令 和 9 年 度 …	街道整備工事（鴨之巣～平岩地区、琵琶峠地区）
	街道整備測量・実施設計（十三峠地区）
令和 10 年度…	街道整備工事（十三峠地区）
	一里塚整備測量・実施設計
令和 11 年度…	一里塚整備工事
	サイン・石造物整備実施設計
令和 12 年度…	サイン・石造物整備工事
	整備報告書刊行

※設計、施工に際しては（仮称）瑞浪市 中山道整備検討懇談会の意見・助言を求める。

3　整備実施設計の基本方針

(1) 基本的な考え方

保存活用計画ならびに整備基本計画の基本方針等（下記）を前提とする。

≪保存活用計画≫

➢目指す姿

瑞浪市への愛着と誇りを育み、市の歴史・文化・魅力が行き交う「中山道」

➢基本方針（抜粋）

【保存】史跡の本質的価値を確実に継承することを前提として、地域住民の生活環境や自然環境、景観との調和を図りながら、各要素の特性に合った維持管理や保存措置の実施に努めます。

【活用】史跡の本質的価値を分かりやすく伝えるとともに市役所内の関連部署や近隣の自治体、また関連団体等とも連携して、史跡指定範囲外に所在する関連文化財等も含めた一体的な活用に努めます。

【整備】来訪者の安全性や利便性を維持・向上するため、工作物や案内看板、便益施設等の修繕や更新、新設等、適切な措置を講じるとともに、ガイダンス機能の向上を図ります。

≪整備基本計画≫

➢基本理念

地域との協働による持続可能な史跡の保全と、現況を活かした魅力の継承

➢基本方針

【方針１】街道の保全と環境整備

（環境・景観に配慮した街道の保存・原状回復、一定の安全性・利便性確保等）

【方針２】一里塚の保存と魅力の発信

（一里塚の保存、調査・研究の推進等）

【方針３】中山道物語（地域伝承等）の継承

（石造物等の保存、石仏や茶屋跡等にまつわる物語の継承等）

【方針４】学習機会と活用基盤の充実

（学校教育等との連携推進、デジタル技術の活用、説明看板の整備等）

【方針５】中山道プロモーション（市民等への情報発信）

（中山道や関連文化財の情報・魅力発信、観光団体等との連携推進等）

➢整備の方向性

【街道・石畳の保存】暫定整備を活かし、必要に応じて再整備や修繕等を実施するが、街道（遺構）の掘削を伴わない工法を原則とする。掘削を伴う工法がやむを得ない場合にあっても、可能な限りその規模が小さな工法を用いる。また、排水路の新設（遺構の掘削）はできるだけ避け、既設水路の更新に努めるとともに、更新に際しても過去の掘削範囲に留まるよう努める。加えて、現況地形の保全を大前提とする。

なお、整備や修復の実施にあたっては、暫定整備（既設の設備）の効果等の評価を行い、その評価も踏まえて具体的な手法を決定する。

【一里塚の保存】景観の維持・向上のために現状維持を原則とし、現況地形の保全を大前提とする。ただし、盛土の流失対策や獣害対策を行うとともに、立木の伐採について検討する。立入防止柵については、当面の間はその維持に努めるが、更新に際しては撤去の可能性も含めて、その必要性を検討する。

また、今後の復元整備の可能性を考慮し、情報収集のために様々な調査に努める。

【石造物】現状維持を原則とするが、地震等による転倒が危惧される場合は、盗難対策を兼ねた手法による対策、および記録保存等のため３Ｄデータ化等を検討する。

また、経過観察と調査に努めるとともに、石材の劣化や石窟屋根の腐朽が認められる場合等は、景観・環境に配慮した対策・修復を行う。

【環境整備】来訪者の一定の安全性と利便性を確保するため道路法面の落石対策を検討する。また、便益施設（トイレ・ベンチ等）の適切な維持管理と必要性の検討および眺望の確保等に努める。

ただし、一部の行為は史跡指定範囲外におよぶ場合も想定されることから、実施にあたっては、指定範囲の確認や必要に応じて地権者の同意、管理者との協議等が必要となることに留意する。

【一里塚の魅力発信】一里塚の歴史や文化財的な価値等を周知するため、見学・解説等の推進に努める。また、一里塚本来の姿を理解するため、後世に植生した立木の伐採を想定するとともに、様々な情報発信に努める。

【地域伝承等の継承】中山道を通行した歴史上の人物、各所に設置された石造物の由来、中山道にまつわる物語等は、市民等が本史跡に興味を持つ契機となると考えられることから、これらの調査や記録化、情報発信に努めるとともに、地域伝承等の情報が掲載された既刊書籍の紹介等も想定する。

【学習機会と活用基盤の充実】来訪される方が、気軽に本史跡の歴史や価値等を学び、一定の利便性を確保するためにも、解説サインや誘導サイン、便益施設の管理・更新等に努める。

また、より多くの人が本史跡とかかわりを持ち、その価値や魅力を学ぶとともに愛着の醸成を図るため、学校教育やボランティアとの連携強化を図る。

【中山道プロモーション】本史跡の価値や魅力、また整備の進捗状況等の情報を、地域住民や市民を含む多くの方に伝えるため、本市ホームページや SNS 等の活用を推進するとともに、多言語化への対応にも努める。

情報共有と効果的な情報発信を推進するため、市役所内や関連団体、近隣自治体等との連携を強化する。また、中山道にまつわる地域伝承や様々な調査結果・記録等を地域住民や市民等に伝え、学ぶ機会を創出等するため、博物館等の活用に努める。

(2) 整備区域・手法選定の考え方

現況地形・景観の保全を大前提とし、暫定整備を活かした（暫定整備の手法に類似した）工法の選定を原則とするが、以下の場合は新規（暫定整備とは異なる）手法の採用を検討する。

ただし、新規手法の採用に際しては、暫定整備等との景観調和、維持管理経費（持続可能性）、地域住民の利便性・安全性等を考慮する。

①地質や古記録等の確認・調査結果から、新規の整備手法が江戸時代の景観復元に資すると認められる場合。

②暫定整備の手法が、史跡の保存活用のために十分に効果等を発揮していない、または改善が必要と認められる場合（暫定整備の効果等の評価項目は別添）。

③気象状況の変化や来訪者の安全等を鑑み、新規手法の採用（新規整備含む）が史跡の保存活用のために必要と認められる場合。

(3) 整備区域・手法の選定方法

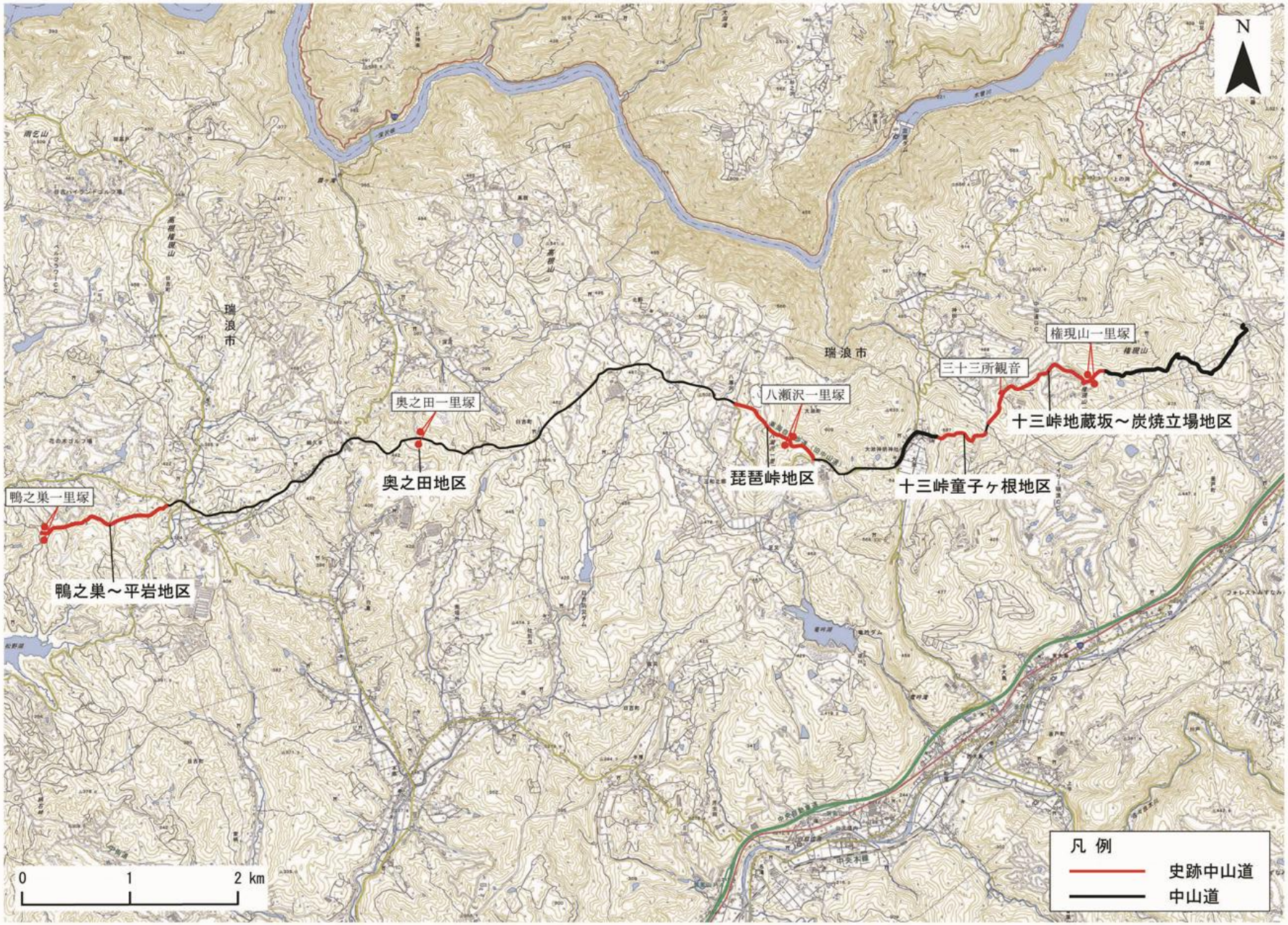
上記の事項を踏まえ、整備実施設計（具体的な整備地区や手法の選定）については、施工性の観点から以下の事項に留意しつつ、瑞浪市中山道整備検討懇談会からの意見・助言を求めながら検討するとともに、随時文化庁とも情報共有を図り、指導を得ながら決定する。

①不必要に高度な技術、入手・作業困難な素材・機材等を用いていないか。

②作業車両の乗入れ・機材の運搬、設置・作業スペース等は考慮されているか。

③法令による規制等がある場合、その基準・条件等を満たしているか。

なお、文化庁との情報共有に際しては、整備手法と史跡保存の関係性を示すため、横断図等に史跡境界と推定の遺構ライン等を明示するよう努めるものとする。



この地図は国土地理院発行の5万分の1地形図を使用し、作成したものである。

【別添】

史跡中山道 暫定整備の効果等の評価項目

評価対象・項目
1．保存性について
(1)街道（路面整備）
①現在も保存（路面保護）の効果を維持できている工法（構造・素材等）か
②掘削を伴わない工法だったか、または掘削を伴う施工方法の場合、掘削範囲は必要最小限にとどめているか
③持続可能性があるか（将来的に路面の洗堀等は危惧されないか）
④その他、保存の観点から課題はないか
(2)街道（排水設備）
①現在も排水機能を維持できている工法（構造・素材等）か
➢排水設備が埋没等していないか（設置方法等に問題はなかったか）
➢周辺で路面洗堀等が生じていないか（規模や数量等に問題はなかったか）
②掘削を伴う施工方法の場合、掘削範囲は必要最小限にとどめているか
③持続可能性があるか（将来的に排水路の路床洗堀等は危惧されないか）
④その他、保存の観点から課題はないか
(3)街道（法面・擁壁）
①現在も保存（路肩の保護）の効果を持続できている工法（構造・素材等）か
➢人・車両の通行等の状況に応じた強度を有しているか
➢湧水・雨水の排水方法に課題は無いか
②その他、保存の観点から課題はないか
2．活用性について
(1)各遺構および周辺環境について
①来訪者の利便性・安全性の維持・向上が図られているか
②景観性・真実性の観点から課題はないか
③維持管理に課題は生じていないか
④その他、活用の観点から課題はないか
(2)サイン等について
①設置の必要性が十分に検討されているか（不要なものは撤去に努める）
②適切な場所・方向に設置されているか
③来訪者にとって理解しやすく正確な内容となっているか
➢常用漢字を用い、難読な地名や固有名詞にはルビを付しているか
➢記載内容に誤りはないか（最新の調査研究等も踏まえて判断する）
④デザインや色調、大きさなどは統一性を有しているか
⑤保存・景観等の観点から課題は無いか
⑥その他、活用の観点から課題は無いか